平成２１年（フ）第１４３０号
広島市安佐南区八木４丁目17番38号
債務者　澄川　　徹
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４５１号
広島市中区基町20番１―220号
債務者　谷平　好隆
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４５２号
広島市中区基町20番１―220号
債務者　座呂奥サヤ子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４６６号
広島市東区戸坂新町２丁目47番１―202号戸坂東浄第１アパート
債務者　小島　光博
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４８０号
広島市安佐南区沼田町大字吉山848番地50
債務者　田野口春代
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４８５号
広島市安佐南区高取北１丁目52番３―４―202号コートヴィレッジ№２
債務者　力石　　實
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４９７号
広島市佐伯区藤の木１丁目25番７号
債務者　沖本　大志（旧姓笹森）
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５０６号
広島市南区翠２丁目13番31―102号　竹本ビル
債務者　佐久間健二
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５０７号
広島市南区翠２丁目13番31―102号　竹本ビル
債務者　佐久間アヤミ
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３９号
愛媛県四国中央市中曽根町1091番地
債務者　小笠原毅雄
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１４０号
愛媛県四国中央市中曽根町1091番地
債務者　小笠原美香
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１５９号
愛媛県四国中央市具定町20番地　山田団地53番８号
債務者　齊藤　清子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１６２号
愛媛県新居浜市庄内町２丁目９番55号
債務者　林　　雅裕
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１６３号
愛媛県西条市吉田584番地
債務者　小野　喬志
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１６４号
愛媛県四国中央市村松町609番地１
債務者　井上　奈美（旧姓井原）
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第３６０号
高知市浦戸565番地
債務者　専當　賀子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５０７号
高知市春野町南ヶ丘７丁目11番地２
債務者　矢野さくら
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５５７号
高知市横浜西町54番４号
債務者　秋本　信雄
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所破産係